

集落活性化推進事業

(「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業)

(事業開始年度：平成20年度)

— 国土交通省国土政策局地方振興課 —

事業の目的・概要

人口減少や高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、遊休施設を活用した既存施設の再編・集約に係る改修に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資することを目的としている。

事業実施主体

対象地域を含む市町村（対象市町村により組織される地方自治法第284号第1項の一部事務組合若しくは広域連合を含む。）又はNPO法人、市町村が認定したまちづくり協議会

対象地域

次のいずれにも当てはまる地域

- ① 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域。
- ② 対象地域の集落生活圏人口が1,000人以上かつ、本事業を実施する基幹集落の人口が200人以上であること。
- ③ 都市計画法に規定する都市計画区域でない。 など
(※他にも要件あり)

対象事業

地域住民に対する様々な公共サービス・生活サービス機能を維持するため、遊休施設を活用し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業であって、以下の①～④のいずれかに該当する事業。

- ① 既存公共施設の再編・集約を図る事業。
- ② ①の既存公共施設の再編・集約を図る事業と併せて、「小さな拠点」を含む生活圏において消失し又は消失の可能性のある機能のうち当該生活圏の維持再生に必要な機能を有する施設の整備を図る事業。
- ③ ①の既存公共施設の再編・集約を図る事業を伴わず、複数の生活圏必須機能を有する施設の整備を図る事業（当該生活圏において再編・集約を図る既存公共施設が存在しない場合に限る）。
- ④ ①の既存公共施設の再編・集約により廃止となる施設の除却、跡地活用のための整地を行う事業。

補助率

補助率：1/2以内（市町村：直接補助）
1/3以内（NPO法人等：間接補助）

県内事例

平成23年度 延岡市（平成24年度分に係る実施設計）
平成24年度 延岡市
平成28年度 都城市（実施設計・改修1期工事）
平成29年度 都城市（改修2期工事）
令和元年度 美郷町

県主管課名

総合政策部 中山間・地域政策課
(中山間・特定地域振興担当)

電話番号

26-7036
内線：2224

中山間地域産業振興センター運営事業

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

事業の目的・概要

人口減少や高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷や雇用環境の悪化等、大変厳しい状況にある中山間地域の活性化を促進するため、中山間地域産業振興センターを設置し、コーディネーターによるワンストップ対応窓口において、地域の持つあらゆる資源を活用した多様な産業おこしの取組を支援し、関係機関の連携のもと円滑かつ積極的な産業振興を図る。

事業実施主体

公益財団法人宮崎県産業振興機構（県が委託）

対象事業等

「中山間地域産業振興コーディネーター」が、県内の中山間地域を巡回しながら主として次の支援を行う。

《支援内容》

- 1 地域特産物の開発・販売に係る支援
農林水産物を活用した加工品等の開発及び販路開拓、販路拡大の支援
- 2 地域への経済効果の高い中核拠点施設に対する支援
物産販売所からの新商品開発や改良、運営管理等に関する相談に対応し、必要な支援を行う。
- 3 コミュニティビジネスの支援
中山間でも継続可能なコミュニティビジネスについて、県内及び他県の事例収集するとともに、県内の実施事業者等に対して必要な支援を行う。
- 4 セミナー・個別相談会の開催
商品開発又は販路開拓など、事業者等のニーズを踏まえたテーマを設定したセミナーや、課題解決を支援するための個別相談会等を開催する。

県内事例

令和元年度活動事例

- 1 しいたけを活用した新たな商品開発支援（美郷町）
- 2 大阪の竹材卸業者と県内の障がい者支援施設のマッチング（高原町）
- 3 地元農産物加工品の販路開拓（都城市）
- 4 中山間セミナーの開催（2回：日南市、五ヶ瀬町）

令和2年度活動事例

- 1 鹿の角を使ったおもちゃのパッケージデザイン支援及び販路拡大（えびの市）
- 2 廃校を活用した山村の子育て支援事業に取り組む NPO 法人への創業支援（西都市）
- 3 中山間セミナーの開催（3回：えびの市、日南市、延岡市）

令和3年度活動事例

- 1 地元洋菓子店と公立学校との人材交流・マッチング支援（高千穂町）
- 2 サッカーチーム「テゲバジャーロ宮崎」との連携による販路開拓支援
- 3 中山間セミナーの開催（2回：椎葉村、西米良村）

令和4年度活動事例

- 1 鹿肉を利用した「鹿肉ジャーキー」の商品開発（高千穂町）
- 2 サッカーチーム「テゲバジャーロ宮崎」での販売拠点の構築（新富町）
- 3 中山間セミナーの開催（1回：宮崎市）

県主管課名

総合政策部 中山間・地域政策課
(中山間・特定地域振興担当)

電話番号

26-7036
内線：2226

【 地域振興(特定地域) 】

離島活性化交付金交付事業

(事業開始年度：平成25年度)

— 国土交通省国土政策局離島振興課 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進のための事業を実施し、離島の振興を図ることを目的とする。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>都道府県、市町村、一部事務組合及び民間団体（離島振興対策実施地域）</p>		
<p>対象事業等</p>	<p>【定住促進事業】 地域における創意工夫を生かしつつ、産業の活性化及び離島への移住を推進するために必要となる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業活性化事業 <ul style="list-style-type: none"> ①戦略産品開発 戦略産品開発のための調査、研究、研修事業、ブランド化、戦略産品のテスト販売、産業活性化のための広報等 ②輸送費支援 戦略産品の移出に係る海上輸送費支援 ③企業誘致等促進 企業誘致に向けた調査・基本戦略・計画の立案、企業誘致のための相談窓口の設置・情報提供、実施主体の運営、コーディネーターの招聘、島内人材のスキルアップ研修、モニターツアーの実施、企業マッチングの実施等 ・定住誘引事業 U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空家情報の提供等 ・流通効率化事業 コンテナ（冷凍、冷蔵含む）、荷役機械、冷凍庫、冷蔵庫等施設整備を伴わない機材の整備 ・デジタル技術等新技術活用促進事業 ドローン、グリーンスローモビリティ等の導入等 ・小規模離島等生活環境改善事業 買い物支援、高齢者の送迎支援等 ・安全安心向上事業 防災計画作成、防災講習の実施等 <p>【交流促進事業】 島の特性を生かし、経済的、文化的諸活動を通じて、離島と他地域との交流を図るために必要となる事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島における地域情報の発信 パンフレット作成、WEBの作成運用、イベントにおけるPR活動等 ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり 観光地域づくり推進主体立上げ、関係人口の創出に向けた中間支援組織の立ち上げ、交流人口の拡大に必要なトイレ改修等 ・島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進 離島留学（寄宿舍運営費等・寄宿舍整備費）、関係人口の創出に向けた交流イベント開催等 		
<p>補助率</p>	<p>都道府県、市町村及び一部事務組合については1/2以内。 民間団体については1/3以内とし、かつ、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとする。 ただし、流通効率化事業については、民間団体であっても、その1/2以内を都道府県又は市町村に交付するものとする。</p>		
<p>県主管課名</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 総合政策部 中山間・地域政策課 （中山間・特定地域振興担当） </td> <td style="width: 50%;"> 電話番号 26-7036 内線：2226 </td> </tr> </table>	総合政策部 中山間・地域政策課 （中山間・特定地域振興担当）	電話番号 26-7036 内線：2226
総合政策部 中山間・地域政策課 （中山間・特定地域振興担当）	電話番号 26-7036 内線：2226		

【 地域振興(特定地域) 】

過疎地域持続的発展支援交付金事業

(事業開始年度：令和3年度)

－ 総務省自治行政局過疎対策室 －

<p>事業の目的・概要</p>	<p>過疎地域等における地域人材の育成、ICT等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業、過疎地域の集落再編を図るための居住環境の整備並びに過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設整備を行う取組に対して補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>1 過疎地域持続的発展支援事業は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により公示された市町村（以下「過疎地域市町村という。」）及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等（以下「一部事務組合等」という。）並びに都道府県。</p> <p>2 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業は、集落ネットワーク圏を支える中心的な組織（地域運営組織等）。</p> <p>3 過疎地域集落再編整備事業は、過疎地域市町村。</p> <p>4 過疎地域遊休施設再整備事業は、過疎地域市町村及び一部事務組合等。</p>		
<p>対象事業等</p>	<p>1 過疎地域持続的発展支援事業 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎地域市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。 (1) ICT等技術活用事業（過疎地域市町村のみ） (2) 人材育成事業（主として都道府県実施を想定）</p> <p>2 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援（特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乘せ支援）。</p> <p>3 過疎地域集落再編整備事業 ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備を支援。 (1) 定住促進団地整備事業 (2) 定住促進空き家活用事業 (3) 集落等移転事業 (4) 季節居住団地整備事業</p> <p>4 過疎地域遊休施設再整備事業 過疎地域に存在している廃校舎や使用されている家屋等の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設（生産加工施設、文化体験施設等）へ再整備する取組を支援。</p>		
<p>交付率等</p>	<p>1 過疎地域持続的発展支援事業 2,000万円を上限（下限額 500万円）に交付。 (1) 過疎地域市町村：定額 (2) 都道府県：1／2以内（※財政力指数0.51以下の都道府県は6/10以内。）</p> <p>2 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 1,500万円を上限（下限額 500万円）に定額交付、下記事業は限度額上乘せ。 (1) 専門人材を活用する事業：+500万円 (2) ICT等技術を活用する事業：+1,000万円 (3) 上記(1)+(2)を併用する事業：+1,500万円</p> <p>3 過疎地域集落再編整備事業 交付率1／2以内</p> <p>4 過疎地域遊休施設再整備事業 交付対象経費限度額 60,000千円（交付率1／3以内）</p>		
<p>県 主 管 課 名</p>	<p>総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7036 内線：2225・2226</p>

山村活性化支援交付金事業

(事業開始年度：平成27年度)

— 農林水産省農村振興局地域振興課 —

事業の目的・概要

山村活性化支援対策は、山村の活性化に向けて、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組を重点的に支援するものであり、地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う事業に対して交付金を交付する。

事業実施主体

- 1 山村活性化対策事業
振興山村を有する市町村又は振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会
- 2 商談会開催事業
特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業

対象事業等

- 1 山村活性化対策事業
 - (1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査
 - ア その地域の農林水産物やその加工品等の賦存量、利用状況・形態、潜在的な活用可能量・方法等の調査等
 - イ 農林水産業に関連する地域人材やそのノウハウ、伝統的な技術・知恵、既存の加工販売施設、固有の自然・景観等の調査
 - (2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成
 - ア 農業者・林業者をはじめとする地域住民が協力して行う地域資源の活用に向けた住民意向調査、実施体制づくりや活動組織づくりに向けたワークショップ開催、活動計画づくりに向けた調査・検討等
 - イ 取組実施や人材育成に必要な技術やノウハウ等の実践研修等
 - (3) 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組
 - ア 地域資源を活用した特産物等の生産・加工・販売の促進に向けたマーケティング調査、販売先現地調査等
 - イ その地域の農林水産物を使った特産物等の生産拡大・商品開発、既存直売所の活用や直販システムの導入等による販売実践、ICT やパンフレット、現地説明看板等を使った情報発信、商品パッケージ等のデザイン検討等
- 2 商談会開催事業
 - (1) 山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営
 - ア 山村の地域資源を活用した商品を求めるバイヤー等の募集、事前説明の実施
 - イ 山村地域からの参加者の募集、商談に参加するに当たっての準備事項及び注意事項の周知
 - ウ インターネット上で山村の地域資源を活用した商品の展示に加え、バイヤー等への商品サンプルの提供等も行うマッチングサイトの開設
 - エ 山村地域の参加者とバイヤー等との商談会等の開催
 - オ 商談会の会場設営及び運営
 - カ 商談スキルの向上や事業を効果的に進めることに資するセミナー等の開催による支援
 - (2) 商談会開催後のフォローアップ等
商談会に参加した山村地域の参加者及びバイヤー等からの問い合わせ等の対応、各参加者の商談状況の把握、各参加者へのアンケート調査の実施、成約に至らない課題の解決に向けた支援、報告書の作成

交付率等

- 1 交付率は定額とする。
- 2 各年度の助成額の上限は、1 振興山村当たり 1, 0 0 0 万円とする。

県 主 管 課 名	総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)	電話番号	2 6 - 7 0 3 6 内線：2 2 2 6
-----------	-----------------------------------	------	-----------------------------

離島広域活性化事業

(事業開始年度：令和5年度)

— 国土交通省国土政策局離島振興課 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、離島の広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。</p>
<p>事業実施主体</p>	<p>都道府県、市町村、一部事務組合及び民間団体（離島振興対策実施地域）</p>
<p>対象事業等</p>	<p>【定住促進住宅整備事業】 U・J・Iターナー者又は一時滞在者を受入れるために必要な既存施設の改修等及び新築 ※改修等：内外装及び外構工事や水回り等の設備の改修、付帯施設の整備及び改修に必要な残置物の処分 ※新築：既存施設の改修による整備を検討した上で、新築のみでしか定住促進住宅の整備が出来ない場合に限る</p> <p>【定住誘引施設整備事業】 シェアオフィス等を整備するための既存の施設の改修等及び新築 ※改修等：内外装及び外構工事、Wi-Fi環境整備工事や水回り等の設備の改修及び改修に必要な残置物の処分 ※新築：既存施設の改修による整備を検討した上で、新築のみでしかシェアオフィス等の整備が出来ない場合に限る</p> <p>【流通効率化関連施設整備事業】 海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある普通倉庫、冷凍倉庫、荷さばき施設、加工場その他これらに類する施設の整備及びこれらに附属する設備等で当該施設を構成するのに必要なもの（離島の流通に限定して利用するものが対象）</p> <p>【定住基盤強化事業】 ①避難施設の整備（津波避難タワー等の避難施設整備） ②防災活動拠点の改修等（廃校舎等の既存公共施設の改修、耐震化等） ③避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化 ④緊急時物資等輸送施設の整備 ⑤災害応急対策施設の整備（非常用電源設備、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防災情報伝達設備等） ⑥感染症対策等の隔離施設への改修等（既存施設の改修、プレハブ、コンテナハウス設置等） ⑦土砂災害特別警戒区域内の住宅の改修（擁壁整備・住宅外壁の補強等）及び建替</p>
<p>補助率</p>	<p>都道府県、市町村及び一部事務組合については1/2以内。 民間団体については1/3以内とし、かつ、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとする。 ただし、流通効率化関連施設整備等事業については、民間団体であっても、その1/2以内を都道府県又は市町村に交付するものとする。</p>
<p>県主管課名</p>	<p>総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)</p>
	<p>電話番号 26-7036 内線：2226</p>